

○田川地区清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例

平成 25 年 2 月 22 日

条例第 3 号

田川地区清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例(平成 22 年田川地区清掃施設組合条例第 2 号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条及び第 15 条(これらの規定を同法第 17 条において準用する場合を含む。)、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の育児休業)

第 2 条 職員の育児休業等に関しては、田川市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年田川市条例 4 号)の規定の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。